

第106回 鳥取市都市計画審議会 議事録

1 日 時：平成28年1月12日（火）14：00～14：40

2 場 所：鳥取市役所 本庁舎4階 第2会議室

3 出席者：福山 敬委員、安田 晴雄委員、田中 和美委員、池上 博行委員、赤山 渉委員、
若狭 さつき委員、奥谷 仁美委員、松本 弥生委員、山田 延孝委員、
桑田 達也委員、星見 健蔵委員、米村 京子委員、
川上 隆三氏（田宮 佳代子委員代理）、米谷 浩一氏（山本 晃委員代理）、
加藤 裕利委員、堀川 鉄也氏（森山 慎一委員代理）

欠席者：石川 真澄委員、竹森 貞美委員、山口 朝子委員

4 議題

議案第1号 八頭中央都市計画下水道の変更について

5 議事

事務局

定刻より少し早いですが、委員の皆様がお集まりですので、ただ今より第106回鳥取市都市計画審議会を開催いたします。本日はお忙しいところ、本審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

最初に配布資料等の確認をさせていただきたいと思います。本日は、事前に送付しました「第106回鳥取市都市計画審議会議案」「鳥取市都市計画審議会条例」「鳥取市都市計画審議会運営規則」とは別に「会議次第」「席表」「鳥取市都市計画マスタープランに関する資料」をお配りしております。委員の皆様、お手元にごございますでしょうか。

本日の審議会の進行につきましては、お手元の次第にしたがって進めさせていただきます。一点、次第の3. 会長選出のあとに、本日は3号委員の代理出席委員がいらっしゃいますので、この出席についての承認という事項を付け加えさせていただきたいと思います。

委員の紹介につきましては、名簿と席表の配布によって割愛させていただき、前回の都市計画審議会から変更のあった委員のみの紹介とさせていただきます。まず、前委員の任期満了に伴う1号委員の変更について、ご報告をさせていただきます。

福部町まちづくり協議会理事 若狭 さつき様。

若狭委員

福部町から来ました若狭と申します。よろしくお願いたします。

事務局

河原地域振興会議委員 奥谷 仁美様。

奥谷委員

奥谷といたします。よろしく申し上げます。

事務局

1号委員については以上2名に新たに委員をお願いしております。

次に3号委員につきまして、前回の審議会以降の人事異動により変更がありましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、国土交通省鳥取河川国道事務所長 田宮 佳代子様、本日は代理として、副所長の川上様にご出席いただいております。

川上代理委員

川上でございます。よろしくお願いたします。

事務局

続きまして鳥取県鳥取県土整備事務所長 山本 晃様、本日は代理として、計画調査課長の米谷様にご出席いただいております。

米谷代理委員

鳥取県土整備事務所計画調査課長の米谷です。よろしく申し上げます。

事務局

続きまして鳥取県東部農林事務所副所長 加藤 裕利様。

加藤委員

東部農林事務所の加藤です。よろしく申し上げます。

事務局

3号委員につきましては、以上3名に新たに委員をお願いしております。

続きまして、委員の皆様の本日の出欠報告をさせていただきます。1号委員の石川委員、竹森委員、山口委員が所用のため欠席と伺っております。また、3号委員の鳥取警察署長、森山委員の代理として交通第一課長の堀川様にご出席いただいております。

堀川代理委員

堀川でございます。よろしく申し上げます。

事務局

本日は、全委員19名のうち、代理出席を除いて13名の委員の皆様にご出席を頂いております。本都市計画審議会条例に規定されている2分の1以上の定数に達しておりますので、本審議会が成立することをここに報告いたします。

次に、本審議会の会長の選出にうつります。会長は、本審議会条例第6条第1項により、1号委員、学識経験者の中から、委員の選挙によって定めるとございます。8月に1号委員の改選があり、現在会長が決まっておりますので、委員名簿により、選出をお願いします。選出

についてはいかがでしょうか。

赤山委員

引き続き、福山先生にお願いしてはいかがでしょうか。

事務局

赤山委員より前会長であります鳥取大学の福山委員に引き続き、との声がありましたが、いかがでしょうか。（拍手）ありがとうございます。拍手をもって同意をいただいたということでございます。そういたしますと、福山委員には、会長席へご移動いただきたいと思っております。ここで会長からご挨拶いただきたいと思っております。福山会長よろしく申し上げます。

福山会長

僭越ながら、ただ今再任させていただきました福山でございます。引き続き皆様のご協力のもとで都市計画審議会を進行していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、代理出席委員の承認にうつりたいと思っております。審議会条例第7条第3項により、3号委員の職務を代理する者が、議事に参与し、決議に加わることができるものとされております。また、審議会運営規則第3条により、3号委員の代理主席は会長の承認を得て会議に出席できることとされております。福山会長、代理出席者の参加につきましてご承認頂けますでしょうか。

福山会長

はい、承認いたします。

事務局

ありがとうございます。そういたしますと、先ほど出席委員を13名と紹介させていただきましたが、本日の出席委員数は19名中16名ということで会を進めさせていただきます。

次に、会長職務代理の指名に入ります。本審議会条例第6条第3項により、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理するとございますので、会長から指名願ひます。

福山会長

私から職務代理を指名させていただきます。前任に引き続きになりますが、鳥取商工会議所副会頭の安田委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

事務局

安田委員よろしくお願ひします。それでは、これから先の議事進行は、会長が議長となり進めていただきたいと思っております。福山会長よろしくお願ひします。

福山会長

皆様、よろしくお願ひします。まず、議事録の署名委員について、本審議会運営規則第10条第2項の規定で、『議事録には、会長及び会長が指名する2名の委員が署名する』とありま

すので、指名させていただきます。「赤山委員」と「星見委員」にお願いをしたいと思います。よろしくお願ひします。なお、議事録は、発言内容と名前を記載し、市のホームページに掲載することにしておりますのでご承知ください。

本日は、新任の委員の方もおられますので、議事の前に、都市計画審議会の役割等について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局

鳥取市都市計画審議会は、都市計画法第77条の2に基づき設置される法定の機関で、本市では鳥取市都市計画審議会条例により設置しております。都市計画は、都市の将来の姿を決定するものであり、住民の生活に大きな影響を及ぼします。このため、都市計画を定めるときは、行政機関だけで判断するのではなく、学識経験者、議会の議員、関係する行政機関の職員から構成される審議会の調査審議を経て決定することとなっています。審議会は、市長の諮問に応じて都市計画に関する事項の調査や審議をすることや、都市計画に関する事項について関係行政機関に建議することができます。委員は、本審議会条例に基づき、19人以内で構成されています。なお、市政において重要な役割を果たしている本審議会の会議については、その運営の透明性を確保するため、原則公開としております。以上でございます。

福山会長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。議案書2ページの報告第1号、会議幹事・参与員の報告を事務局よりお願ひします。

事務局

報告第1号を説明させていただきます。議案書の2～3ページをご覧ください。本日の審議会には、鳥取市都市計画審議会条例第8条の規定により、3ページの幹事・参与員が出席しております。前回の審議会以降の異動に伴いまして井上農林水産部長が幹事となっておりますのでご紹介させていただきます。

井上幹事

農林水産部長の井上です。よろしくお願ひします。

事務局

幹事・参与員の報告については以上でございます。

福山会長

それでは、議事に入ります。議案第1号の「八頭中央都市計画下水道の変更について」、事務局より説明をお願ひします。

事務局

議案書の5ページをご覧ください。議案書1号、八頭中央都市計画下水道の変更について都市計画法第21条第2項において準用する、同法第19条第1項の規定により諮問します。下水道は、都市計画に定められるべき都市施設の一部であり、都市計画決定は、処理場や主要な

管渠の種類や位置を定めるほか、排水区域についても定めるようになっており、この度は、この排水区域の変更に係るものとなります。

まず6ページの変更理由をご覧ください。この度、排水区域を変更する理由としましては、布袋工業団地の整備に伴い、この区域の排水を受けるように区域を広げるものと、経年的な土地利用の変化から既存の排水区域に隣接する未排水区域について排水区域に入れるというものになります。なお既存の排水区域に隣接する未排水区域という部分については、既に宅地化された既存住宅部分となります。

次に9ページの都市計画決定（変更）の概略説明図をご覧ください。場所は、河原町布袋の鳥取南インターチェンジ付近から河原町曳田付近までを示しております。今回下水道区域を広げる部分を赤塗し、また、それぞれの面積を書いております。こちらの図面の右上部分鳥取南インターチェンジ付近の16.2haが布袋工業団地に関する区域、その他が排水区域に隣接している未排水区域となります。なお10ページ以降の図面は、この9ページの図面を拡大したのになります。この結果、旧排水区域約132haに16.75haを追加し、約149haに排水区域の変更を行うものです。

次に8ページをご覧ください。審議会に先立ちまして、都市計画法第16条に基づく地元協議を行っており、また同法19条に基づく鳥取県との協議においては、依存なしとの回答をいただいております。同法第17条に基づく2週間の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。以上で簡単ではありますが、説明を終わります。

福山会長

ありがとうございました。都市計画の変更についてでございます。何かご意見、ご質問がございましたらお願いします。北部にある16ha、一番大きなところが工業団地の下水の整備ということですね。そこの都市計画決定をするタイミングで、いくつか住宅地として開発されているところの下水道整備の決定をしましようということで問題ないと思います。議案第1号について、原案のとおり承認することに異議はございませんか。異議がございませんので、議案第1号の「八頭中央都市計画下水道の変更について」は、原案のとおり承認といたします。

それでは、その他に移ります。「鳥取市都市計画マスタープランの見直しについて」、事務局より説明をお願いします。

事務局

都市企画課の本部と申します。マスタープランの見直し状況についてご報告させていただきます。鳥取市は平成26年度、27年度の2か年をかけて都市計画マスタープランの見直しを行っております。都市計画マスタープランというものは、土地利用、土地規制に関して大まかな基本的な方針を示したものでございます。この都市計画マスタープランは平成18年5月に策定されてから約10年経っておりますので、社会情勢等をふまえ、現在見直しを進めているところでございます。見直しの体制としては、学識経験者やまちづくり団体等で構成されております外部検討委員会、都市計画マスタープラン策定委員会を設置しておりまして、その委員

会の中で議論をいただいております。

1 ページ目の現状と課題についてですが、鳥取市の将来人口の推計をしたところ、2040年の鳥取市の人口は約15万6千人であり、2016年現在が約19万2千人ですので、3万6千人程度減少するという予想になっております。また、中心市街地だけでなく、合併地域の中心地でも低密度化が進んでおり、このままでは、生活利便サービス、商業施設、介護施設等の維持が困難になるという予想ができます。下の図面の2010年における人口密度分布と2040年における人口密度分布をご覧ください。赤いメッシュが人口が高密度である地域を示していますが、旧鳥取市の中心地が、2040年では薄赤のメッシュに置き換わっており、低密度化が進行していることがわかります。

また、超高齢化社会の到来ということで、市街化区域内の半分の地域で高齢化率が40%、市街化区域外の大部分で高齢化率が50%になります。そして、公共交通便利地域における人口減少及び低密度化についてですが、公共交通便利地域の定義として、ピーク時3本以上のバス停が300m以内、もしくは駅から800m以内としています。このエリアには現在10万人ほどいますが、2040年には8万6千人に減少し、人口密度も約20人/haが約16人/haになるので、交通弱者の移動手段となる公共交通機関の重要性が今後ますます高まっていくと考えております。また、市内のいずれの地区においても、自動車分担率80%、公共交通分担率7%というアンケート結果が出ております。そういったこともございますので、今後人口が減って利用者が減少することで、公共交通利用サービスの低下が懸念されるということが考えられます。

2 ページ目をご覧ください。先ほどの現状と課題でも示しましたが、今後人口減少、少子高齢化においても安心して住み続けられるまちを目指すということで、多極ネットワーク型コンパクトシティを引き続き推進していきたいと思っております。この多極ネットワーク型コンパクトシティというものは、2 ページ目の中央の図面に示しておりますが、中心市街地を中心に各合併地域や地区の中心地となる地域生活拠点、公共交通等で結ぶという考え方です。見直しにあたり、中心市街地と地域生活拠点以外の集落を小さな拠点と定義し、そういったところも公共交通等で結ぶような概念としております。中心市街地や地域生活拠点、小さな拠点の再生、公共交通基盤の維持、充実を図ることで、循環型のまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

バス路線の骨格の見直しをご覧ください。これは主要幹線と交通結節点の整備による高いサービス水準の確保ということで、鳥取市は公共交通を幹線と支線に分けて見直しを進めております。南部地域の河原、用瀬、佐治の見直しを図っております。現在は、南東部地域の国府の見直しを進めております。また、鳥取市創生総合戦略を昨年策定いたしまして、鳥取市全体のまちづくりの各政策、例えば出生率の上昇を図ることで2040年の鳥取市の目標人口を16万6千人としております。都市計画マスタープランも人口政策の一つでありますので、この目標に沿って多極型コンパクトシティを進めてまいります。

下に策定までのスケジュールを記載しておりますが、今回都市計画審議会で報告後、パブリックコメントや地域の意見交換会等をふまえて、平成28年4月以降にマスタープランの改定を目指しているところでございます。

3ページをご覧ください。これが都市計画マスタープラン策定委員会で議論をいただいて作成した都市構造図になります。前回のマスタープランから変更した点は、末恒駅周辺地区を地域生活拠点として位置付けたこと、また布袋工業団地を工業拠点として新たに設けております。

最後のページは国土交通省が出している、多極型のコンパクトなまちづくりを進めると、どういった効果が出るかというものを参考までにつけております。また、お時間のある時にご覧いただければと思います。以上で説明を終わります。

福山会長

ありがとうございました。現在鳥取市が進めているマスタープランの見直しですね。2040年に向けての方向性について簡単にご説明をいただきました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

赤山委員

策定までのスケジュールで先ほど説明があった中に、今日の都市計画審議会のあとに地域意見交換会、パブリックコメントを求めて、さらに都市計画審議会で協議されるということなんでしょうか。

事務局

意見交換会の前に素案を作りまして、そこから都市計画審議会で協議を開始できたらと考えております。その後、パブリックコメントが終わった段階で原案について議論をしていただいたうえで答申をいただく、という形にしたいと思っております。

赤山委員

今日は報告事項ということなんでしょうか。

事務局

報告事項です。

福山会長

そのほかいかがでしょうか。今赤山委員が言われたようにもう一回3月にこの場でということですのでつきましては、皆さんにご報告いただく機会があるということです。

議題に挙げられている項目は以上になります。事務局から他に何かありますでしょうか。

事務局

特に準備はしておりません。

福山会長

その他に質問等ございますか。無いようですので、これもちまして第106回鳥取市都市計画審議会を閉会とします。本日は、ありがとうございました。

鳥取市都市計画審議会運営規則第10条第2項の規定に基づき署名する。

会 長 福 山 敬

委 員 赤 山 渉

委 員 星 見 健 蔵